

## 核融合科学研究所MC P o Pプロジェクト推進本部運営要項

制 定 令和7年7月8日 所長決定

### (目的)

第1 この要項は、核融合科学研究所組織運営規則（令和5年核研規則第4号）第14条の3第2項に基づき、MC P o P（Micro Collective Phenomena of Plasmas）プロジェクト推進本部（以下「推進本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

### (本部長)

第2 推進本部に本部長を置き、所長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部を掌理する。

### (本部員)

第3 推進本部員は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 研究部長

(2) プラットフォーム企画室長

(3) その他、所長が必要と認めたもの

(アドバイザー)

第4 推進本部にアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の内外の者から所長が委嘱する。

### (グループ)

第5 推進本部に、次の各号に掲げるグループを置く。

(1) CHD実験計画

(2) CHD-U実験計画

(リーダー)

第6 第5に規定する各グループにリーダーを置く。

2 リーダーは、研究所の職員のうちから所長が指名する者をもって充てる。

3 リーダーは、共同リーダーとして、複数名置くことができる。

### (その他)

第7 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要項は、令和7年7月8日から実施する。